

窓口負担割合 2 割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が 2 割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の住民税課税所得金額※¹や年金収入※²等をもとに、世帯単位で判定します。(令和3年中の所得をもとに判定します。)

窓口負担割合が3割の被保険者がいる。

はい

いいえ

同じ世帯の被保険者のうち
住民税課税所得金額が※¹
28万円以上の被保険者がいる。



はい

同じ世帯に被保険者が2人以上いる。

いいえ

いいえ

被保険者本人の
「年金収入※²+その他の
合計所得金額※³」が
200万円以上である。

同世帯の被保険者全員の
「年金収入※²+その他の
合計所得金額※³」の合計
が320万円以上である。

はい

はい

いいえ

はい

世帯全員
3割

世帯全員
1割

1割

2割

世帯全員
1割

世帯全員
2割

※1 「住民税課税所得金額」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)

※2 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

※非課税世帯の方は1割負担となります。

被保険者証（保険証）が令和4年度は2回送付されます

1回目：7月中に全被保険者に送付します。

(保険証有効期限：令和4年8月1日～令和4年9月30日)

2回目：9月中に全被保険者に送付します。

(保険証有効期限：令和4年10月1日～令和5年7月31日)

※令和4年10月より窓口負担割合が2割となる方については、2回目の送付時に2割の保険証を送付します。1回目の送付時と窓口負担割合に変更がない方についても、2回目にも有効期限の異なる保険証を送付します。